

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年4月11日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

最初に、委員長更田から発言があります。

○更田委員長 いつも会見では冒頭から御質問を受けているのですが、ちょっとこの場をおかりして、今日の委員会でも議論をしましたが、原子力規制委員会で起きた不祥事について、おわびをしたいと思います。

プロセス中の決裁文書の紛失、それから、これの発覚をおそれるがための架空の文書を使った上司への報告を欺いたこと、さらに、事実上発覚してからも否認する状態が長く続いたことなど、非常にけしからぬ不祥事でありまして、被規制者に対して厳しい厳正な姿勢を貫いている原子力規制委員会としては、今回の不祥事を非常に重く受けとめています。

昨日、本人に対する懲戒処分、それから、管理官がかわりましたので新旧の両管理官、さらに、安井長官に対して注意を行いましたけれども、原子力規制庁を監督する立場にある者として、原子力規制委員会の委員長として、その監督責任を痛感していて、また、本件については深くおわびをしたいと思います。申し訳ありませんでした。

今後は職員一人一人、私たちも含めてですけれども、責任感と自覚について改めて引き締めを行いたいと思いますし、また、業務の管理上、文書管理であるとか、決裁プロセスの電子化等も含めて、制度の改善というのもこのまま努力を続けていきたいと思っておりますけれども、いずれにせよ、今回のような不祥事が再発しないように努めていく所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方。では、デミズさんから。

○記者 読売新聞のデミズといいます。

本日、審査の中で東海第二発電所の話題が出ました。先日の審査会合で経理的基礎に関して、こちらについては異論は出なかったと見ていました。個人的には大きな課題というのはクリアされたのではないかと思っていたのですが、本日、山中委員が、

申請書の質をかなり上げないと審査書が作成できる状況にないという趣旨のお話があったかと思うのですが、これは原電側が例えば補正書を出すとか、どういう行為を行うものなのか、ちょっと私はイメージできていないのですが、この点について委員長としての受けとめが何かありましたら、お願いします。

- 更田委員長　まだ最終的な判断、許可にかかわる処分に至っていないものの個別の部分について、余り判断にかかわるようなことに言及するのは控えたいと思うのですが、もともと私たちの持っていた難しさの感覚と受けとめられ方に少し乖離があったのではないかと思える節があるのは、経理的基礎は要件の一つではありますが、特に他の審査の場合、経理的基礎が問題になるケースというのは余りなくて、今回、特に日本原電という会社の発電事業のみというところですか、経理的なバックグラウンドから、経理的基礎への非常に関心が高まったわけで、そこで経理的基礎に関して十分な説明がなされなければ、それが問題であったのは事実なのですが、それ以上に、もともとBWRという炉型で初の工事計画認可まで処分を持っていこうとしているものであって、基本設計に関しては東京電力の柏崎刈羽6・7号機が先行例になっているわけなのですが、實際上、議論を戦わすような大きな論点というのは、確かに設置変更許可の段階で基本設計の段階での議論というのは多いのだけれども、工事計画認可というのは非常に地道なプロセスで、重要な機器ひとつひとつについて、強度計算であるとかというものを確認していかなければならない。

審査会合の開催回数なんかは、圧倒的に設置変更許可にかかわる部分が多いのですが、率直に言えば、規制庁の審査チームが抱えている作業量からすると、工事計画認可で地道に計算書が正しく計算されていて、結果が適正なものであるかどうかというのをチェックする作業というのは物すごい量になります。ですので、工認が非常に高いハードルであろうというのは、そもそも最初からわかっていたことで、さらにBWRで初のものであると。

これは川内ですとか高浜であるとか、初期のというか、より早い時点のものでも工認のときの負荷というのは非常に大きかったですね。これは当然、我々の方のチェックの負荷が大きいと同様に、事業者の方も非常に多くの計算・解析を行って立証していかなければならないので、この部分が東二についても非常に大きなハードルになるであろうなど。

私たちとしては、予想外と言うべきなのか、ちょっと心外であったのは、経理的基礎に関する回答を待っている間にも、こういった強度計算・強度解析等々の工認にかかわる作業がその間も進むであろうと思っていたのですが、その期間、経理的基礎に関する回答が来るまでの間、どうも停滞をした部分があって、確かに経理的基礎に関しては、東京電力、東北電力からの文書が示されて、設置変更許可にかかわる限りにおいての経理的基礎にかかわる議論というのは、ある意味、山を越したわけなのですが、ただ、振り返ってみると工認にかかわる作業が随分残っている。

実際、東二の場合は延長認可があつて、延長認可は工認の作業を前提としますので、延長認可に関する確認をするのに先立って工認の作業が終わっていなければいけない。工認も、向こうから立証材料が全部そろいましたと言われたら、すぐ私たちがぼんと「では審査書を作りましょうか」と、そうはならないので、これは山中委員のおっしゃった中でいうと、的確な指摘だと思いますけれども、4月、5月が非常に大きな山だと思えますし、5月末ないし6月末ぐらいの時点できちんとした見通しが持てないようであれば、非常に深刻だと思います。

私たちは、高浜1・2号機、美浜3号機の工事計画認可のときにも、計算手法・解析手法に関して関西電力から新たな手法をとということがあつて、このときも相当な危機感、時間的なことに関して危機感を持ったわけですがけれども、東二についても同様であつて、私たちが見なければならぬ材料が全て目の前にそろっていても時間的に結構厳しい中で、まだそろっていないという状況ですので、これは日本原電には、当然のことだと思いますけれども、危機感を持ってもらいたいと思います。

○記者 ちょっと確認なのですが、設置変更許可、これについては、経理的基礎が解決したことでおおむね大きな問題は解決できたと。ただ、工事計画認可、こちらについての書類の提出が遅れているので厳しいと、そういう認識でいいのでしょうか。

○更田委員長 作業時間、一つの判断に至るのに必要な時間という観点からしたら、工事計画認可の方がずっと厳しいと思いますけれども、ただ、設置変更許可についても、まだ補正を必要とするという理解をしていますので、そういった意味では、原電による申請書の修正、補正のスピードにもよると思っています。

○記者 わかりました。

それと、もう一点、工認が厳しい状況というのは我々も理解はしているところなのですが、山中委員から先ほどの会合でも審査の継続そのものを考えないといけないという発言がありました。委員長の2月の会見でも、東二については、判断ができるころまで行かないのではないかという懸念を強く持っていますというコメントもありました。これに関して何か補足のようなものがあれば、お願いします。

○更田委員長 これはもう山中委員の言葉をそのまま額面どおり受けとめていただければいいのだらうと思いますけれども、当然、私たちとしても期限・時間切れで終わるようなことをしたくない、できれば。許可にしろ、不許可にしろ、認可にしろ、不認可にしろ、これは技術にかかわる問題ですので、また、うちの人間もそうですけれども、多くの人間が力を注いできたことなので、やはりできればしっかりと結論に至りたいと思いますけれども、そうはいつでもこれは制度上の期限があるものですから、山中委員としては、ここでまた規制庁職員にも非常に大きな負荷を強いて、その結果、結論を得られないようなことになるのは非常に無念だということの表明だと思います。ですから、やはり山中委員が言われたように、4月、5月が山だと思えます。

○記者 要するに、4月、5月、そのぐらいのスパンで、規制庁、規制委員会が納得でき

るような資料が出されなければ、審査の打ち切り、要は許可、不許可という判断が出ないまま審査を打ち切る可能性もある、そういう理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 時期について、工認について、夏を超えてなお本質的な議論が残っているようだったら、これは事実上、時間的に不可能だろうと思っています。例えば、ある項目についての評価方法について、共通理解がなくて、議論しているような状態が、夏にそれをやっていたら、そもそも物理的に間に合わないでしょうね。

○記者 7月、8月といったところでしょうか。

○更田委員長 余り正確ではないけれども、やはり4月、5月、遅くても6月中ぐらいに、納得できるという言い方は余り正確ではないけれども、きちんとした、原電のできる限りの立証をその期間に見せてもらわないと、規制委員会としては、それをチェックして確認するというプロセスがありますので、2カ月、どんなに遅くても3カ月の間が非常に重要だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

やはり東海第二についてなのですけれども、経理的基礎の審査会合を拝見いたしましたけれども、一方において東北電力は債務保証という言葉を出しているのですが、その一方で東京電力は資金支援という言葉にとどまっています。また、実際に内情を取材すると、それ以上は踏み出せないという、社内でもそれ以上統一できていないという、いわば曖昧な状態で出てきているのですけれども、これで本当に経理的基礎の審査が終わったと言えるのでしょうか。

○更田委員長 先ほども申し上げたように、設置変更許可は全体としての判断であって、個別の項目についてどういう判断をしたということを今の時点で申し上げるのは妥当ではないと思っています。ただ、一般論からして、これは先行のプラクティスを見ての話ですけれども、設置許可や設置変更許可における経理的基礎の見方というのは、今回の日本原電のケースのようなもの、制度がそもそも想定していなかったのではないかと想像されるのですけれども、言いかえると、これでなければバツというような明確なものが制度の中に埋め込まれているわけではないので、どうしても外形的な判断にならざるを得ないところはあるだろうと思っています。

ただ、私たちは別の観点から東京電力に関しては関心を持っていて、柏崎刈羽6・7号機についての判断をするときに、きちんと福島第一原子力発電所の作業はやり抜けるのですね、事故に対する東京電力の責任を果たしつつ、柏崎刈羽6・7号機の安全対策にきちんと手が打てるのだねということを確認していて、その東京電力がかかわることであるので、これは当然、東京電力に対しては、状況の変化があったとしても、まず福島第一原子力発電所の廃炉作業を東京電力の責任においてやり抜くことができるだけ

のものがあるのか、その上で柏崎刈羽6・7号機の安全対策を惜しむようなことがないのだということは、一回トップに来てもらって宣言してもらいましたで終わりではないですよ、ずっと監視を続けますよということなので、そういった意味で、私たちは継続的に東京電力に対して目を向けているし、今回、日本原電の経理的基礎に関連する大きな者として東京電力はあらわれているので、これは設置変更許可そのものに直接の関連というよりは、東京電力の問題としてちゃんとしているのでしょねというのは問い続ける立場にあると思っています。

○記者 今の件で、どのように問い続けていかれるのでしょうか。具体的に言えば、こういう状況だから、例えば、トップの方でも来ていただくとか、あるいは経理担当の役員の方でも結構ですけども、来ていただくとか、そういうことはなさらないのでしょうか。

○更田委員長 今の時点で具体的にこういうことをと考えているわけではありません。ただ、東海第二の経理的基礎を含めた設置変更許可についてもまだ審議を続けているところでもあるし、おっしゃるように、場合によっては、これは設置変更許可から別の観点にはなるけれども、1Fの廃炉等々も含めて、東京電力の経営層と接することはあるだろうと思います。

○記者 嫌な質問を最後にさせていただきます。2月末段階で8兆円を超える無利子の借金を国から重ねております。東京電力という会社がね。さらに財政基盤が脆弱である日本原電の資金調達に協力するというのは納得できないという声を多く聞きます。御所感をいただければお願いいたします。

○更田委員長 これはいわゆる規制というコンテキストでコメントするようなものではないと思うのですけれども、自然の感情として、受けとめとして、そういった意見があるだろうということは、自然の反応であろうと思うし、東京電力が背負っているものは非常に大きいことから、東京電力が持つべき倫理観であるとか、それから、経営上の自らの判断や運用を正当化する、そして正当化するための説明責任は一般の者よりもさらに重くて当然だと思いますので、そのような経理的状況にある東京電力が日本原電に対して支援をするという判断をした以上は、繰り返し社会からも問われるだろうし、それに応えていく責任が東京電力にあるだろうと思います。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。ナガイさん。

○記者 共同通信のナガイです。

少し前の話で恐縮なのですが、3月7日に火山の巨大噴火に関連して、規制委員会として基本的考え方を説明されたかと思うのですが、その中で、巨大噴火の可能性、社会通念上、容認できるという文言が入っています。科学的に判断する規制委員会が社会通念という、曖昧ともとれる概念を使うことへの批判も少し聞いたのですけれども、その点、御見解をお願いします。

○更田委員長 これはどうしても、意見の違い、立場の違いによって批判があるだろうということは予想できる。ただし、科学や技術に対する捉え方で誤解を受けているのではないかと思いますけれども、白黒線引きするのが科学ではないし、白黒線引きするのが技術的情報でもない。確率論であるとか、統計の考え方はなかなか受け入れられないところはあっても、別に破局的噴火だけではなくて、安全を考える上で、非常に頻度の小さい、あるいは不確かさはあるものの発生確率の小さいものに関しては、IAEAなどの言葉でプラクティカルエリミネーションという言い方をしますけれども、非常に発生頻度が低いと思われるような事象は判断から除くという考え方があって、言ってみれば統計分布のすそ切りみたいなものですが、これは非常に発生確率が低いものに対するアプローチとして、決して情念的とか情緒的なものではなくて、これも科学的・技術的判断の一環であります。

それが受け入れられる、受け入れられないというのは、今度は社会の側の問題であって、社会が受け入れる、受け入れないというのは、ある意味、規制よりもさらに規制を超えた部分であって、例えば、リスクゼロを求めるのであれば、利用そのものをやめるべきだという議論でこれは整合しているわけです。利用している限りはリスクのゼロはありませんよというのは正しい姿であって、利用を続けるのだけれども、リスクはゼロなのですという説明は、いわゆる安全神話として厳しく責められていたものだと思う。では、リスクがゼロでなければ受け入れられないとする立場と、それから、一定のリスクがあることを認めた上で利用しようというのは、これは意見であって、また、さらに言えば、規制のコンテキストを超えたものであって、これは一人一人の判断だし、そして民主的な社会においては、それは多数意見の形成というのが判断を決めるのだと思っています。

○司会 以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上とさせていただきます。お疲れさまでした。

—了—